

軽度者に対する福祉用具貸与例外給付の取扱いについて

〈制度概要〉

介護保険の福祉用具貸与では、要支援 1、要支援 2、要介護 1（以下、『軽度者』という。）の状態像からみて利用が想定しにくい下記の種目については、保険給付対象外となります。しかし、医師の所見や基本調査の直近の結果により福祉用具が必要であると判断された場合、市に事前に届出をすることでレンタルできます。

〈対象種目〉

(1) 要支援 1、要支援 2 および要介護 1 の方

車いす及び車いす付属品、特殊寝台及び付属品、床ずれ防止用具及び体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具部分を除く）、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引できる機能のものを除く）

(2) 要介護 2 および要介護 3 の方

自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引できる機能のものを除く）

〈判断基準〉

軽度者に対し福祉用具貸与の例外給付を行なう際には、ケアマネジャー若しくは地域包括支援センターの担当職員が利用者の状態像及び福祉用具貸与の必要性を精査し、適切なケアマネジメントを行なうことが必要です。

(1) 認定調査票のうち、基本調査の直近の結果を用いて要否を判断する

※【別紙 2】認定の調査票から福祉用具の要否を判断する場合について参照

(2) 基本調査の内容に関わらず、主治医意見書、医師の診断書、介護支援専門員が

聴取した医師の所見等により要否を判断する

〈提出書類、提出期限〉

①軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付届出書兼確認書

②サービス担当者会議の記録（写）

③認定調査票一式（写） ※基本調査の直近の結果で判断する場合

④暫定ケアプラン ※新規（区変）申請中で、結果が出る前に貸与を利用したい場合

◆新規（区変）申請中で、結果が出る前に福祉用具を利用したい場合⇒利用開始日まで主治医の意見を聴取した上でサービス担当者会議を開催し、暫定ケアプランを作成してください。

i 暫定ケアプランが要介護 2 以上の場合（自動排泄処理装置貸与の場合は要介護 4 以上）：提出不要

ii 暫定ケアプランが軽度者に該当する場合⇒①②④を提出してください。

- ◆既に認定を受けており、新たに福祉用具を使う場合⇒利用開始日まで
- ◆認定更新で継続の場合⇒新しい有効期間の開始日まで（利用開始日まで）
- ◆軽度者を想定していなかった場合⇒認定結果が出た日の翌週末まで
- ◆土日祝日・年末年始の場合⇒翌開庁日
- ◆やむを得ない事情があると認められる場合⇒市に事前に連絡してください。
⇒①②（基本調査の直近の結果で判断する場合③）を提出してください。

〈サービス担当者会議の記録について〉

◆開催日

医師の医学的所見に基づいて、サービス担当者会議をすることと定められているため、必ず医師の意見を聞いてから開催してください。医師の意見を確認する前に行ったサービス担当者会議では「軽度者に対する例外給付貸与」を認めることはできません。

◆出席者

出席者全員（照会含む）

◆検討内容（サービス担当者会議の要点・支援経過に記載してください）

- (1) 医師の医学的所見（確認した日時と確認方法（訪問・電話）、病院名、医師名、診断名等に起因する状態像）
- (2) 医師の医学的所見に基づき必要性の判断
- (3) 本人・家族の意向
- (4) サービス担当者会議での必要性の検討

〈例外給付の開始日及び期間について〉

例外給付の開始日は、原則「市確認日」以降の利用開始日からとし、有効期間は認定有効期間とします。ただし、区分変更等により新たに認定を受けた場合は、認定の効力が生じた前日までとします。 ※提出期限までに提出がない場合は、確認日からとします。

〈書類審査及び通知〉

届出書類を審査の上、原則翌開庁日の午前中に確認書をファックスで通知します。確認書はサービス計画書と一緒に必ず保管してください。

〈新たに届出が必要となる場合〉

- ◆更新申請の場合
- ◆福祉用具の種目を変更、追加する場合
- ◆区分変更をする場合
- ◆居宅介護支援事業所を変更する場合（変更後の事業所が届出してください）

〈注意事項〉

必要な手続きが行われていないことが判明した場合は、保険給付の返還対象となることがあります。